

65歳以上の方の介護保険料について

第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画(平成30～32(2020)年度)を策定しました

平成30年3月、「第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(平成27～29年度)の見直しを行い、「第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」(平成30～32(2020)年度)を策定しました。

第7期の愛西市介護保険料は以下のとおりです。

介護保険料は、本人および世帯の市民税課税と本人の前年中の合計所得金額などを基に段階別に計算します。

改正前 基準額 月額 4,800 円

第6期(平成27～29年度)

改正後 基準額 月額 5,100 円

第7期(平成30～32(2020)年度)

	対象者	算定方法		対象者	算定方法	介護保険料(年額)
第1段階	右記と同じ	基準額 × 0.45		第1段階	生活保護の受給者、市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.45 27,600 円
第2段階	右記と同じ	基準額 × 0.6		第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超えて120万円以下の方	基準額 × 0.6 36,700 円
第3段階	右記と同じ	基準額 × 0.65		第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入が120万円を超える方	基準額 × 0.65 39,700 円
第4段階	右記と同じ	基準額 × 0.85		第4段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額 × 0.85 52,000 円
第5段階	右記と同じ	基準額 × 1.0		第5段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で、本人の合計所得金額+課税年金収入が80万円を超える方	基準額 × 1.0 61,200 円
第6段階	右記と同じ	基準額 × 1.2		第6段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 × 1.2 73,400 円
第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額 × 1.3	➡	第7段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上 200万円未満 の方	基準額 × 1.3 79,500 円
第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額 × 1.5	➡	第8段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 200万円以上300万円未満 の方	基準額 × 1.5 91,800 円
第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.6	➡	第9段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が 300万円以上500万円未満 の方	基準額 × 1.7 104,000 円
第10段階	右記と同じ	基準額 × 1.75	➡	第10段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上800万円未満の方	基準額 × 1.8 110,100 円
第11段階	右記と同じ	基準額 × 1.85		第11段階	本人が市民税課税で、本人の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 1.85 113,200 円

※合計所得金額… 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年度からは長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額と、公的年金等に係る雑所得(第1～5段階のみ)がある場合は、これを合計所得金額から控除した額を用います。

※課税年金収入… 公的年金など税法上課税対象となる年金の収入金額です。障害・遺族などの非課税年金は含まれません。